工事下請契約において、「工事下請基本契約約款第31条第1項又は第2項」若しくは「個別工事下請契約約款第29条第1項又は第2項」の規定により、請負代金を変更する場合の額は、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮し、元請負人と下請負人が協議して定める。

令和　　年　　月　　日

元請負人　　　　　　　　　　　　　　　印

下請負人　　　　　　　　　　　　　　　印

本様式は、建設業法第19条第1項第8号の改正の施行日である令和6年12月13日以降の契約締結の際に、契約約款と同時に取り交わしていただくようお願いいたします。

なお、この算定方法は一例であり、当事者間の合意の下、別の方式とすることができます。